

# 船舶職員及び小型船舶操縦者法の乗組み基準の特例(20条特例)

船舶が特殊の構造又は装置を有していること、航海の態様が特殊であること等の事由により、法第18条の乗組み基準によらなくても、個々の船舶の実情に応じて、航行の安全上支障がないと認められる範囲内で、適切な配乗を認めることができることとなっている。(法第20条)

法 第18条  
(乗組み基準)

政令 別表  
(配乗表)

法 第20条  
(乗組み基準の特例)

省令 第63条  
(乗組み基準の特例)

第1号 船舶が特殊の構造又は装置を有していること。

<タグボート> <ジェットフォイル> <ホバークラフト>



第2号 航海の態様が特殊であること。

<集団操業を行う船舶>



第3号 入渠し、又は修繕のため係留していること。

第4号 本邦以外の地を根拠地として専らその近傍において漁業に従事すること。

<海外基地漁業>



第5号 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされていること。

<マルシップ方式の船舶>  
(承認船員が乗り組む船舶を除く。)

